入 札 説 明 書

避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）の購入に係る一般競争入札の公告（令和８年１１月１３日公告）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当者

青森県知事　宮下　宗一郎

２　一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

（１）　青森県が取得する物品（以下「調達物品」という。）

ア　名称及び数量　　避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）
１，３５１箱（１箱１台）

イ　規格等　　別紙仕様書のとおり

（２）　納入期限　　令和９年３月２４日（水）

（３）　納入場所　　仕様書別紙のとおり

（納入する施設内の場所については､それぞれの団体の指示に従うこと）

※返却が不要な樹脂製パレット（ハンドリフト使用可能）にパレタイズした状態で納入すること。

３　入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

（１）入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県危機管理局防災危機管理課防災企画グループ

TEL　017-734-9181（担当：髙橋総括主幹、荒関主幹）

FAX　017-722-4867

（２）ホームページによる入札説明書等の公開

入札説明書等は下記ホームページで公開する。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikikanri/bousai/bousaioilstove_nyuusatsu.html

４　技術的事項に関する問合せ先

〒０３０－８５７０

青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県危機管理局防災危機管理課防災企画グループ
ＴＥＬ　０１７－７３４－９１８１（担当　荒関）
ＦＡＸ　０１７－７２２－４８６７

５　入開札の日時及び場所
（１）令和８年１２月２４日（木）午後２時
（２）場所　青森市長島一丁目１番１号
青森県庁舎北棟２階　２１６会議室

６　入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

７　入札に参加する者に必要な資格
（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。
（２）　令和５年６月１２日青森県告示第４０４号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和６年２月１３日青森県告示第８６号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和７年２月１０日青森県告示第６０号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにＡの等級に格付された者であること。
（３）　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成１２年１月２１日付け青管第９１２号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
（４）　一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１６号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
（５）　調達物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績があることを証明した者であること。

８　入札に対する質問
（１）質問がある場合、次により提出すること。
ア　提出期間
令和８年１２月９日（水）午後３時まで
イ　提出場所
３に同じ

ウ　提出方法

質問書（別紙様式２）により、原則として電子メールにより提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参、郵送又はファクシミリによる提出を認めるものとする。なお、質問者は、質問書を提出した際には電話により３に到着の確認をすること。

電送時における件名及び送信先メールアドレスは次のとおり。

（ア）件名：「避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）の購入契約に係る一般競争入札質問書」の提出（防災企画グループあて）

（イ）メールアドレス：bosaikikikanri@pref.aomori.lg.jp

（２）回答については、全ての入札説明書受領者に対して令和８年１２月１４日（月）午後５時までに電子メール又はファクシミリにより通知する。

（３）仕様書に定める参考品以外の物品（以下「同等品」という。）により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ等（コピー可）を添付の上、同等品申請書（別紙様式５）を持参、郵便又はメール（メールが使用できない場合はファクシミリも可）により提出し、承認を得なければならない。

ア　提出期限　令和８年１２月９日（水）　午後３時まで

イ　提出場所　３に同じ。

９　入札参加資格の審査等

（１）　入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式１））１部に次に掲げる関係書類を添えて、令和８年１２月４日（金）午後５時までに青森県危機管理局防災危機管理課長に提出しなければならない。

また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

なお、関係書類のうち、イからエまでについては、書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名しなければならない。

ア　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　１部

イ　納入実績証明書（別紙様式３）　１部

（ア）　調達物品又は同一の種類の物品に関する過去５年間の納入実績（品名、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

（イ）　契約書（写）その他

ウ　調達物品の仕様に関する調書（別紙様式４）　１部

カタログその他を添付すること。(別紙仕様書の仕様を確認できるものであること。)

エ　証明書（写）等　１部

（ア）日本国内の ISO9001（品質）認証登録証

（２）（１）の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができない

ものとする。

（３）（１）の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により令和８年１２月８日（火）を目処に通知する。なお、一般競争入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができるものとする。

（４）申請書の提出場所

〒０３０－８５７０

青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県危機管理局防災危機管理課防災企画グループ

ＴＥＬ　０１７－７３４－９１８１（担当　荒関）

ＦＡＸ　０１７－７２２－４８６７

１０　落札対象

調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製品に係る入札書のみを落札対象とする。

１１　入札価格等

（１）入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

（２）入札書（別紙様式６）の記載要領

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ　入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名並びに入札に係る物件の名称及び数量を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名及び押印しなければならない。

ウ　入札書には、青森県知事契約分及び仕様書に定める今回共同調達に参加する市町村ごとの金額を記した入札金額内訳書（別紙様式７）を添付すること。

１２　入札書の提出方法等

（１）入札書を持参する場合は、封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名、入札書提出期限及び入札者の氏名（法人の場合には、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を表記するものとする。

（２）委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式８）を入開札までに青森県危機管

理局防災危機管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。復代理人が入札を行う場合も、これを準用する。

（３）郵便により入札書を提出する場合は、二重封筒により書留郵便とし、中封筒には入札書を入れて封印の上、入札件名、入札書提出期限及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を表記し、表封筒には「令和８年１２月２４日入開札（入札件名）○○　入札書在中」と朱書きの上、青森県危機管理局防災危機管理課長あてに「親展」により提出するものとする。

なお、郵送された当該入札書は、提出期限までに青森県危機管理局防災危機管理課長に配達され、収受されたものに限り有効となるので、配達日には十分注意し、必要に応じて到着確認連絡を入れること。

（４）電話、電報、ファクシミリによる入札は、認めないものとする。

１３　入開札の立ち会い等

（１）入開札は、５で指定する日時及び場所で行う。

（２）入開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（３）入開札につき代理人が立ち会う場合は、委任状（別紙様式８）を入開札日時までに青森県危機管理局防災危機管理課長に提出しなければならない。

ただし、本入開札に係る委任状を既に県に提出している場合であって、当該委任状により委任を受けた代理人が開札に立ち会う場合は不要とする。

（４）入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

１４　入札保証金

入札保証金は、青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 132 条第 1 項第 2 号の規定により免除する。

１５　落札者の決定方法

（１）１０の規定により落札対象と判断され、かつ、規則第 137 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

１６　再度入札等

（１）再度入札を含め、全ての入札執行回数は２回を限度とする。

（２）開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに同会場にて再度の入札を行う。

　この場合において、入札書の提出が無い者については、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

（３）無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。

（４）競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときは、最低価格入札者と随意契約により契約を締結する。

１７ 入札心得

入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（ただし、第４条第８項及び第６条（Ｂ）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のＵＲＬ（アドレス）から入手できる。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-bunsyo.html

１８　入札の無効

（１）入札の参加資格のない者がした入札

（２）同一の入札について二以上の入札をした者の入札

（３）委任状を持参しない代理人のした入札

（４）公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（５）入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札

（６）記名、押印を欠く入札

（７）金額を訂正した入札

（８）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（９）入札書記載金額と入札金額内訳書の記載金額の合計が合致しない入札

（10）その他入札条件に違反した入札

１９　入札結果の通知

入札結果の通知は、規則第 150 条の 10 の規定により、入開札会場にいる者には口頭で、郵便による者には書面で行う。

２０　契約金額

落札金額をもって契約金額とする。

２１　契約書に関する事項

（１）契約書（案）

ア　青森県知事との契約

別紙のとおり

イ　市町村との契約

調達する物品を納入するそれぞれの市町村で定める書式による。

２２　契約保証金

（１）青森県知事との契約

ア　契約保証金は、規則第 159 条の規定による。

イ　補足

（ア）　契約保証金を現金納付する場合及び還付について

契約保証金は契約履行完了後に還付する。

（イ）　契約保証金を免除する場合について

a 規則第 159 条第 1 項第 1 号により免除しようとする場合

(a) 保険金額

履行保証保険契約の保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上の額とすること。

(b) 保険期間

履行保証保険契約の保険期間は、契約締結から履行期限までを期間とすること。

（２）市町村との契約

調達する物品を納入するそれぞれの市町村で定める規定により、納付又は免除するものとする。

２３　契約書の取り交わしの時期

（１）青森県知事との契約

落札決定の日から 7 日以内に契約を締結する。

（２）市町村との契約

調達する物品を納入するそれぞれの市町村で定める規定により、所定の期間内に契約を締結する。

２４　検査

検査は、規則第 163 条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

２５　契約代金の支払方法

契約代金は、上記２４の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うもの

とする。

２６　その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、規則の別記第一の「入札者心得書」（ただし、第４条第８項及び第６条（Ｂ）を除く。）記載のとおりとする。（当該入札者心得書は、別紙のとおり。）

仕　様　書

１　調達物品名及び数量

避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）　１３５１箱

２　調達物品の仕様

（１）性能・規格

①　暖房方式：対流型石油ストーブ
②　暖房出力：６．６ｋW程度
③　暖房目安：木造（戸建）１７畳程度、コンクリート（集合）２４畳程度
④　燃料：灯油
⑤　タンク容量：６．３Ｌ程度
⑥　タンク構造：転倒時に燃料がこぼれにくいよう２重タンク構造であること
⑦　燃焼継続時間：９時間３０分以上
⑧　点火方式：停電時でも乾電池使用により点火可能な電子点火式であること
⑨　対震自動消火装置を有すること
⑩　芯の劣化等により、火力低下した場合に火力を回復させる機能を有すること
⑪　消費生活用製品安全法に適合し、ＰＳＣマークが表示されていること
⑫　日本国内の ISO9001 取得工場で製造していること
⑬　寸法（置台含む）:「高さ 60cm×幅 50cm×奥行 50 ㎝」以内
⑭　重量：１１kg 程度
⑮　カラー：ホワイト

（２）梱包方法

①　１台ずつ段ボール箱に梱包して納品すること
②　段ボール箱は、５段積みに耐え得る強度であること
③　段ボール箱のサイズは、「長辺 50cm×短辺 50cm×高さ 65cm」以内であること

（３）証明書（納品時までに提出すること）

①　1 年保証書
②　ISO9001 認証の写し

３　外装表示

梱包単位（１箱）ごとに次の事項を明示すること。
明示方法については、発注者と別途協議の上定めるものとする。
【明示内容】
品名・数量・納入年月・製造者名・納入業者名・当課名・当課連絡先

４　納品場所

仕様書別紙のとおり

（納入する施設内の場所については、それぞれの団体の指示に従うこと）

※返却が不要な樹脂製パレット（ハンドリフト使用可能）にパレタイズした状態で納入すること。

５　納入期限

令和９年３月２４日（水）

※納品日については、発注者と協議して定めるものとする。

６　その他

この仕様書に疑義がある場合には、発注者と受注者とが別途協議して定めるものとする。

【参考品】

納入物品は、下記物品又はこれと同等のものとする。なお、同等品を納入する場合は、申込時に同等性能の証明書類を提出して承認を得ること。

・株式会社トヨトミ　ＫＳ－６７Ｈ

仕様書 最終確認
防災危機管理課 荒関　巧 017-734-9181

R8災害備蓄物資（避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）） 納入場所リスト

【仕様書別紙】

番号	県・市町村名	暖房器具（箱）	計	納入場所	納入場所の住所	保管階（予定）	EV有無	4tトラック進入可否	連絡先	備考
1	青森県	1305	1305	(株)ヤマケン倉庫（県災害備蓄倉庫）	六戸町の倉庫を予定※住所の詳細については12月上旬に連絡する。	1階	無	可	017-734-9181	樹脂パレットにパレタイズした状態であること
2	今別町	40	40	今別町水防倉庫	青森県東津軽郡今別町大字今別字中沢229	2階	無	否	0174-35-2001	
3	三戸町	6	6	旧ハローワーク	青森県三戸郡三戸町大字梅内字城ノ下38-7	1階	無	可	0179-20-1111	
	合計	1351	1351							

（別紙様式１）

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

一般競争入札参加者
住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

担当者氏名　　㊞
連絡先電話

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札件名　避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）の購入に係る一般競争入札

２　入開札日時　令和８年１２月２４日　午後２時

３　提出書類の名称及び提出部数

（１）　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　　１部
（２）　納入実績証明書　　１部
（３）　調達物品の仕様に関する調書　　１部
（４）　証明書（写）等　　１部

※３の提出書類の名称及び提出部数については、提出する各証明書又は書類毎に（１）から順に番号を付け、その提出部数を記載すること。

（別紙様式２）

防災危機管理課防災企画グループあて

（e-mail: bosaikikikanri@pref.aomori.lg.jp）

質　　問　　書

令和　　年　　月　　日

青森県知事　殿

住所又は所在地

名称又は商号

代表者氏名　　㊞

（連絡先）

担当者名

電　話

ＦＡＸ

e-mail

避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）の購入に係る一般競争入札について、次のとおり質問がありますので提出いたします。

質問事項	質　問　内　容

※電子メールにより送付する場合は、押印不要とする。

（別紙様式３）

納 入 実 績 証 明 書

令和　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

物品の調達に係る一般競争入札（令和８年１１月１３日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入　札　件　名　　避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）の購入に係る一般競争入札

２　入 開 札 日 時　　令和８年１２月２４日　午後２時

３　過去５年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	品　名	規　格	納入年度	納入先	納入台数	備　　考

４　添付書類
契約書（写）その他

（別紙様式４）

調達物品の仕様に関する調書

令和　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

物品の調達に係る一般競争入札（令和８年１１月１３日付け公告）に係る当該調達物品の仕様は、下記のとおりです。

記

１　入　札　件　名　　避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）の購入に係る一般競争入札
２　入 開 札 日 時　　令和８年１２月２４日　午後２時
３　物品の仕様

品　　名	数量	製品の規格等
対流型石油ストーブ	１，３５１箱	

４　添 付 書 類　　カタログその他

（別紙様式５）

令和　　年　　月　　日

青森県危機管理局防災危機管理課長　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
（担当者氏名　　）

同　等　品　申　請　書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

参考品番号	名　　称	参　考　品 メーカー・品番・規格等	同　等　品 メーカー・品番・規格等

注１　同等品の申請をする場合に提出する。
　２　同等品として申請する物品のカタログ等を添付する。

（別紙様式６）

令和　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　　殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名　　㊞
（委任代理人　　㊞）

入　　札　　書

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金　額 （税抜）									

１　品　　名　　避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）

２　数　　量　　１，３５１箱

備考　見積もる契約希望金額は、この入札書に記載した金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

（別紙様式７）

所在地又は住所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名　　㊞

（委任代理人　　㊞）

入札金額内訳書

品名：避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）

県・市町村名	入　札　額（税抜）
（１）青森県	円
（２）今別町	円
（３）三戸町	円
合　　計 （１）～（３）	円

（記入上の注意）

入札金額内訳書の記載について、次の事項を遵守しない入札は無効となりますので、ご注意ください。

ア）金額はすべて消費税及び地方消費税を加算していない金額を記載してください。

イ）計算に誤りがないようにしてください。

ウ）入札書記載金額と本内訳書の合計額が一致すること。

（別紙様式８）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

代理人使用印鑑

受任者　所在地又は住所

商号又は名称

職　氏　名

記

入札（見積り）件名　避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）の購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日　令和８年１２月２４日

入札（見積り）・開札場所　　青森県庁舎北棟２階　２１６会議室

この契約書は、青森県の調達分であり、市町村分については、
それぞれの団体の求める方法により契約する。

物　品　売　買　契　約　書

受注者

青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、第２条（　）及び第１１条（　）を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。

（１）　物品の名称等

ア　名　　称　　避難所用石油ストーブ

イ　数　　量　　別紙内訳書のとおり

ウ　規 格 等　　別紙内訳書のとおり

（２）　金　　額　　￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥.　　）

（契約保証金）

第２条（A）　契約保証金は、金　　円とする。

２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第２条（B）　契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（１）　納入期限　　令和９年３月２４日

（２）　納入場所　　仕様書のとおり

２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものと

する。
２　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
３　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
４　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
５　前条第２項及び第３項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。
２　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第７条　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（遅延利息）

第８条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金（既納部分に係るものを除く。）の額につき年３．０パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
２　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

（契約不適合責任）

第９条　受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償（以下「履行の追完等又は損害賠償」という。）の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
２　前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から１年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

（契約の解除）

第１０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）　第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。

（２）第７条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。

（３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

（４）第３条第１項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

（５）その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第４号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（契約保証金の帰属）

第１１条（Ａ）　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１１条（Ｂ）　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

２　第８条第２項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

（損害賠償）

第１２条　発注者は、第１０条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（暴力団の排除）

第１３条　受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（紛争の解決方法）

第１４条　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

２　この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議事項）

第１５条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

受注者　　㊞

発注者　　青森県知事　　宮下　宗一郎　　印

別記

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例(平成２３年３月青森県条例第９号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第６号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（２）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（３）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（６）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。

（７）　その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（８）　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

（不当介入に係る報告・通報）

第３　受注者は､受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

１　契約金額１５０万円以下の随意契約による免除（財務規則第１５９条第１項第６号該当）
　　第２条(A)、第１１条(A)

２　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第１５９条第１項第１号該当）
　　第２条(A)、第１１条(A)

３　実績免除（財務規則第１５９条第１項第２号該当）
　　第２条(A)、第１１条(A)

４　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第１５９条第１項本文該当）
　　第２条(B)、第１１条(B)

別紙

（内訳）

品名	規格等	単価	数量	単位	計
避難所用石油ストーブ	1箱1台入り		1,305	台	
小　計			1,305	台	
消費税及び地方消費税（10%）					
合　計					